

## DeSET 申込規約

DeSET 2020 年度事業（以下「本事業」といいます）への申し込みを希望される方（以下「申込者」といいます）は、以下の利用規約をよくお読みください。本規約は、一般社団法人日本先端科学技術教育人材研究開発機構が主催し、株式会社リバネスが実施する（以下両者をあわせて「当社」といいます）本事業への応募にあたり、必要な事項を取り決める申込規約（以下「本規約」といいます）です。

### 第1条（目的等）

本規約は、別途当社が定める「海底探査技術開発プロジェクト DeSET 2020 年度公募要領」（以下「本公募要領」といいます）に従い実施される、海底地形図作成を飛躍的に加速する技術の開発を目的とするチーム（以下「本チーム」といいます）による本事業への申込を行うにあたり、必要な事項を定める規約です。本公募要領をよくお読みいただき、内容に同意いただいた上で、本事業への申込をしてください。申込が行われた時点で、本規約及び本公募要領の内容を了承したものとみなします。

### 第2条（申込条件）

1 本事業への申し込みは、チームごとの申込とし、チームの構成員は、2以上の法人又は個人とします。ただし、代表機関は、企業（ただし当社の同意がある場合はこの限りではありません。）とし、個人のみでの応募はできません。

2 チームの構成員には、2017 年度～2019 年度に行った DeSET における技術開発への参加者を最低 1 名（1 団体）以上含めるものとします。

3 チームが本事業に採択された場合、申込者は、本公募要領の他、当社と締結する本事業に関する契約及び本規約の内容を遵守するものとします。

4 前三項に定める他、本事業に申込できるのは、以下の内容を満たす方とします。

（1）海底地形図作成を飛躍的に加速する技術の開発に繋がりうる要素技術・アイデアを持つ方

※ 所属は国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人、民間企業（大企業、中小企業、ベンチャー企業等）、教育機関等、いずれでも構いませんが、所属先が日本国内に拠点を置いていることを条件とします。

（2）海底探査技術開発プロジェクトの事業期間終了後も、開発、海底探査を継続する意志がある方

### 第3条（審査）

1 申込期間満了後、当社及び公益財団法人日本財団により構成される審査委員会が本事業の採択チームを選定するための審査を行います。

2 審査にあたり、当社が、申込者に対し、プレゼンテーションの実施や申込書記載内容に関する追加資料の提出を求める場合があります。

3 審査結果は、代表機関に対し通知します。また、審査内容及び結果理由についてのお問い合わせはお受けしておりませんので、予めご了承ください。

### 第4条（契約の締結）

申込者は、採択された場合、当社と本事業に関する契約を締結するものとします。当社との契約は、代表機関が行うものとします。

### 第5条（知的財産権）

本事業の申込にあたって提供された資料及び開示された発明、考案、創作、著作物、ノウハウ、著作権、商標権その他一切の知的財産権については、情報を開示した当事者に帰属するものとします。

### 第6条（個人情報及び第三者への情報提供）

1 当社が取得した申込者の個人情報は、株式会社リバネスのプライバシーポリシー（<https://lne.st/privacy/>）に従い適切に取り扱います。

2 本事業の申し込みにおいて、当社が知りえた申込者の情報（個人情報を含みます）及び申込者から開示された情報（研究開発計画及びチーム申請書の記載内容を含みます）は、本事業の採択・不採択にかかわらず、本事業を助成している公益財団法人日本財団、本事業のパートナー企業及び弁護士・弁理士等の専門家に対し提供する場合があります

### 第7条（免責・損害賠償）

1 当社は、天災地変その他の不可抗力（天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、感染症の流行、国または地方公共団体による要請や規制等、当社のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます）及び当社の責めに帰しえない原因により本事業を中止する場合があります。この場合、申込者や本チームに生じた損害について当社は何らの責任を負わないものとします。

2 当社は、当社の責めに帰すべき事由がない限り、申込者に対し何らの賠償責任も負いません。また、申込者同士にてトラブルが生じた場合、当社は関与せず、申込者に損害が生じた場合であっても、当社は申込者に対し何らの賠償責任も負いません。

### 第8条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じたときは、当社と申込者が誠意をもって協議しその解決を図るものとします。

### 第9条（管轄）

本規約または本事業に関し、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

### 第10条（連絡先）

本事業及び本利用規約に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いいたします。

DeSET 運営事務局（株式会社リバネス内）

E-mail : [deset@lnest.jp](mailto:deset@lnest.jp)

TEL : 03-5227-4198